

徳島空港利用促進協議会助成金交付要綱

(通則)

第1条 徳島空港利用促進協議会助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、徳島阿波おどり空港（以下「徳島空港」という。）の利用促進に向けた助成事業を実施し、利用者数の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一「航空会社」とは、徳島空港において、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に定める航空運送事業を経営するものをいう。
- 二「航空グループ会社」とは、前号に定める航空会社を含む関連会社をいう。
- 三「旅行会社」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社をいう。
- 四「用機者」とは、航空座席の一部又は全部を旅客の輸送のために、航空会社と有償で貸切契約を締結し、不定期便として航空機をチャーターする旅行会社等をいう。
- 五「部会員」とは、徳島空港利用促進協議会規約第8条に基づき設置された徳島空港利用促進協議会旅行エージェント部会の会員をいう。
- 六「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者をいう。

(対象事業等)

第4条 徳島空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、徳島空港の利用促進を目的とした事業（以下「助成対象事業」という。）について、予算の範囲内において助成対象者に対し助成金を交付する。

- 2 助成対象事業の交付条件、助成額等は別表1から別表3までに定める。
- 3 特別の事情がある場合の助成条件等は、会長が別に定める。

(使用言語及び助成金の交付方法)

第5条 使用する言語は日本語とし、助成金の支払いは日本円による銀行振り込み（振込先は日本国内の金融機関に限る。）とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則、事業開始日の7日前までに提出しなければならない。

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国又は都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内に催行される旅行については、会長は申請の受付を停止することができるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、交付決定をしたときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国又は都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、会長は交付の決定の取消し又は変更することができるものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 申請者が交付決定のあった助成事業の内容の変更・中止(廃止)をする場合においては、助成事業変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて提出し、承認を得なければならない。

ただし、変更の内容が当該事業に係る実績に伴う減額の場合は、この限りではない。

(変更等の承認及び通知)

第9条 会長は、変更等の承認をしたときは、助成事業変更等承認通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、申請者に助成事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、助成事業が完了したときは、事業完了の日から起算して14日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに助成事業実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、報告しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第12条 会長は、助成事業の実績報告があったときは、当該報告書等を審査の上、助成金の額の確定をするものとする。また、額の確定をしたときは、助成金の額の確定通知書(様式第6号)により、速やかにその確定内容を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 申請者は、助成金の額の確定通知を受け取ったときは、速やかに助成金請求書(様式第7号)により助成金の請求をしなければならない。

(助成金の支払い等)

第14条 会長は、前条の請求書を受理した後に、助成金を支払うものとする。

2 会長は、申請者が交付決定の条件等に違反したと認めるときは、交付すべき助成金の額の全部又は一部を取り消すことができる。なお、助成金の支払い後においては、助成金の返還請求を行うことができる。

(関係書類の保管)

第15条 申請者は、助成金に係る帳簿及び証拠書類について、助成事業の完了の日又は廃止の承

認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 「徳島空港利用促進協議会助成事業実施要領」、「徳島阿波おどり空港団体旅行助成事業実施要領」、「徳島阿波おどり空港個人旅行助成事業実施要領」及び「徳島阿波おどり空港レンタカー助成事業実施要領」については、この要綱の施行をもって廃止する。なお、令和2年度までの助成事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

別表1 国内便関係の助成事業

事業名	交付条件（全ての条件を満たすこと）	助成額	申請対象
空港利用需要創出企画助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港の国内定期路線の利用促進を図る企画であること	助成率 10/10 以内 上 限 600 千円以内	航空グループ会社
国内線団体旅行助成	<input type="checkbox"/> 「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること <input type="checkbox"/> 徳島空港発着の路線を利用した旅行であること（徳島-羽田線のみを利用を除く） <input type="checkbox"/> 同一航空便において、添乗員を除く1団体の参加者が5人以上であること <input type="checkbox"/> 往路が徳島空港着となる旅行については、参加者が徳島県内の宿泊施設に1泊以上すること <input type="checkbox"/> 旅行期間が事業実施年度の1月31日までであること	往復：5千円×参加者数 片道：3千円×参加者数	旅行会社
国内線個人旅行助成	<input type="checkbox"/> 個人向け「募集型企画旅行」であること <input type="checkbox"/> 徳島空港発着の路線を利用した旅行であること（徳島-羽田線のみを利用を除く） <input type="checkbox"/> 当該年度以降に新たに造成した商品又は新規サービスの付与等旅行の販売に当たり、新たな販売促進策を実施した旅行商品であること <input type="checkbox"/> 往路が徳島空港着となる旅行については、参加者が徳島県内の宿泊施設に1泊以上すること <input type="checkbox"/> 旅行期間が事業実施年度の1月31日までであること	往復：5千円×参加人数 片道：3千円×参加人数 加 算 徳島阿波おどり空港内に営業所又は店舗等があるレンタカー事業者を利用した場合、1旅行につき2千円増額 制 限 申請は一月につき一回限りとし、申請額が5千円以上300千円以下であること	旅行会社
国内チャーター便助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する旅客チャーター便（フェリー便は除く）であること <input type="checkbox"/> 実施期間が事業実施年度の1月31日までであること	片道：50千円	部会員
国内チャーター便旅行商品造成支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する旅客チャーター便に係る企画旅行商品の広報経費であること <input type="checkbox"/> 実施期間が事業実施年度の1月31日までであること	助成率 1/2 以内 上 限 100 千円以内	部会員
新規路線広報助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港の就航が3年以内の国内路線を利用した企画旅行商品に係る広報経費であること	助成率 1/2 上 限 50 千円	部会員

事業名	交付条件（全ての条件を満たすこと）	助成額	申請対象
チャレンジ フライト	<input type="checkbox"/> 次に掲げる徳島空港を出発するチャーター便のいずれかを活用した募集型企画旅行商品であること (1)新しい路線開設を見据えた連続チャーター便 (2)地方連携型（双方向）チャーター便 (3)その他新たな運航スタイルの創出に繋がるチャーター便 <input type="checkbox"/> 1旅行商品につき1社あたりの座席販売数（参加者数）が25名以上であること <input type="checkbox"/> 旅行商品の広報媒体に「とくしまチャレンジフライト」の文言や「Airすだちくん」のロゴマークを表示し、割引商品であることを掲載すること <input type="checkbox"/> 航空会社等と連携した事業計画に基づき、事業を実施すること <input type="checkbox"/> 旅行期間が事業実施年度の2月28日までであること <input type="checkbox"/> 徳島県内の自治体、各種団体等から補助を受けていない商品であること	交付条件を満たす1旅行商品につき1社あたり次の旅行商品造成経費のうち、会長が認める額を補助する (1)旅行商品造成支援 <u>販売座席数（参加者数）が50名以下</u> 500千円以内 <u>販売座席数（参加者数）が51名以上</u> 1名当たり10千円以内 （上限1,400千円以内） (2)広報支援 100千円以内 ※ただし、(1)及び(2)の合計額のうち、千円未満の端数は切り捨てるものとする	旅行会社
タイアップ フライト	<input type="checkbox"/> 徳島空港発着の定期路線を活用した募集型企画旅行商品であること（申請者が旅行会社の場合は、航空会社と連携した旅行商品であること） <input type="checkbox"/> 往路が徳島空港着又は復路が徳島空港発である場合、徳島県内で1泊以上すること <input type="checkbox"/> 1旅行商品につき1社あたりの座席販売数（参加者数）が15名以上であること <input type="checkbox"/> 旅行商品の広報媒体に「とくしまタイアップフライト」の文言や「Airすだちくん」のロゴマークを表示し、割引商品であることを掲載すること <input type="checkbox"/> 航空会社と連携した事業計画に基づき、事業を実施すること <input type="checkbox"/> 旅行期間が事業実施年度の2月28日までであること <input type="checkbox"/> 徳島県内の自治体、各種団体等から補助を受けていない商品であること	交付条件を満たす1旅行商品につき1社あたり次の旅行商品造成経費のうち、会長が認める額を補助する (1)旅行商品造成支援 <u>販売座席数（参加者数）が30名以下</u> 300千円（片道150千円）以内 <u>販売座席数（参加者数）が31名以上</u> 1名当たり10千円（片道5千円）以内 （上限900千円以内、片道の場合は上限450千円以内） (2)広報支援 100千円以内 ※ただし、(1)及び(2)の合計額のうち、千円未満の端数は切り捨てるものとする	旅行会社 及び航空 グループ 会社

〈留意事項〉

- ・一申請につき、申請者は一者のみとする。共同事業体の場合は、その代表者が申請すること。
- ・一事業で、助成事業の重複申請はできない。ただし、「国内チャーター便助成」及び「国内チャーター便旅行商品造成支援」に係る助成の申請については、この限りではない。

別表2 国際便関係の助成事業

事業名	交付条件（全ての条件を満たすこと）	助成額	申請対象
アウトバウンドチャーター便助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国外への旅客チャーター便（フェリー便は除く）であること	片道：75千円	部会員
アウトバウンドチャーター便旅行商品造成支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国外への旅客チャーター便に係る旅行商品であること <input type="checkbox"/> 徳島空港の利用が当該年度内となる商品であること <input type="checkbox"/> 座席販売数が30席以上であること	① 1商品当たり300千円以内 ② 5千円×参加人数 上記合算額	旅行会社
国際便モニターツアー支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国際便であること <input type="checkbox"/> 参加者アンケート等を実施し、商品造成に活用可能な情報を収集すること <input type="checkbox"/> 上記情報を整理し、当協議会に報告すること <input type="checkbox"/> 10名以上の旅行商品であること	30千円×参加人数	旅行会社
アウトバウンド団体旅行商品造成支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国外への国際定期便を利用した団体向け旅行商品であること <input type="checkbox"/> 徳島空港の利用が当該年度内となる商品であること <input type="checkbox"/> 1社当たりの座席販売数が10席以上であること	① 1商品当たり250千円以内 ② 5千円×参加人数 上記合算額以内	旅行会社
アウトバウンド個人旅行商品造成支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国外への国際定期便を利用した個人向け旅行商品であること <input type="checkbox"/> 徳島空港の利用が当該年度内となる商品であること	5千円×参加人数	旅行会社
インバウンドチャーター便助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国外からの旅客チャーター便（フェリー便は除く）であること <input type="checkbox"/> 搭乗する旅客が徳島県内の宿泊施設に1泊以上すること	① 着陸料の1/2 ② 航行援助施設利用料の2/3 ③ 施設使用料の2/3 ④ ハンドリング費用の2/3 ⑤ ハイジャック検査料の2/3 上記合算額	用機者 航空会社
国際定期便運航助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国際定期旅客便であること	① 着陸料の1/2 ② 航行援助施設利用料の2/3 ③ 施設使用料の2/3 ④ ハンドリング費用の2/3 ⑤ ハイジャック検査料の2/3 上記合算額	航空会社
国際定期便研修旅行等支援	<input type="checkbox"/> 徳島空港を発着する国際定期便を利用した提案型旅行商品であること <input type="checkbox"/> 徳島空港の利用が当該年度内となる商品であること <input type="checkbox"/> 研修、修学旅行等参加者の業務、学習に必要な知見を深めることを目的とした旅行商品であること <input type="checkbox"/> 5名以上の旅行商品であること	15千円×参加人数	旅行会社

〈留意事項〉

- ・一申請につき、申請者は一者のみとする。共同事業体の場合は、その代表者が申請すること。
- ・申請者が海外を拠点とする外国事業者のうち、日本語対応不可で日本国内の金融機関に口座を所有しない者であるときは、原則、日本国内に所在する支店又は代理店（委任可）等を申請者とする。
- ・一事業で、助成事業の重複申請はできない。ただし、「アウトバウンドチャーター便助成」、 「アウトバウンドチャーター便旅行商品造成支援」及び「国際便モニターツアー支援」に係る助成の申請については、この限りではない。

別表3 その他の助成事業

事業名	交付条件（全ての条件を満たすこと）	助成額	申請対象
レンタカー助成	<input type="checkbox"/> 徳島阿波おどり空港内に営業所又は店舗等があるレンタカー事業者であること <input type="checkbox"/> レンタカー利用者が、徳島空港到着便搭乗者であること <input type="checkbox"/> レンタカーの貸出しが、徳島空港内の営業所であること <input type="checkbox"/> レンタカーの返却予定地が、徳島県内であること <input type="checkbox"/> レンタカーの利用人数が、2人以上であること <input type="checkbox"/> レンタカーの利用開始日が、徳島空港発着の搭乗券等の利用日と同日であること <input type="checkbox"/> レンタカー1台当たりの利用料から助成額を割り引いた金額でサービスを提供しており、かつ1台当たりの利用料が助成額を上回っていること <input type="checkbox"/> オプションやレンタカー利用料金を含む企画旅行商品ではないこと <input type="checkbox"/> 他団体から助成を受けていないこと	3千円×台数	レンタカー事業者
送客バス助成	<input type="checkbox"/> バスの利用者が徳島空港を発着の便の利用者であること <input type="checkbox"/> 有料の貸切バスを使用していること <input type="checkbox"/> 5名以上の旅行商品（修学旅行、研修旅行を除く）であること <input type="checkbox"/> 送客の出発地及び目的地が次のいずれかの地域であること ・徳島県西部 （美馬市、つるぎ町、東みよし市、三好市） ・徳島県南部 （阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町） ・淡路島、香川県、高知県、愛媛県 <input type="checkbox"/> 徳島空港の利用が当該年度内となる商品であること	助成率 往復：10/10以内 片道：1/2以内 上限 国際線（アジア地域） 20名以下：30千円 20名以上：50千円 国際線（その他地域） 20名以下：50千円 20名以上：150千円 国内線 20名以上：40千円 20名以下：20千円	旅行会社
航空貨物助成	<input type="checkbox"/> 徳島空港発の航空便に積載する航空貨物の輸送に係る経費（輸送費、荷役費、コンテナ使用料等その他輸送に必要な経費（陸送部を含む））であること <input type="checkbox"/> 県産品等の空輸による高付加価値化や販路開拓等につながる事業計画を有すること <input type="checkbox"/> 徳島県内の自治体、各種団体等から補助を受けていないこと	助成率 2/3以内 上限 5,000千円 ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする	物流事業者

〈留意事項〉

- ・一申請につき、申請者は一者のみとする。共同事業体の場合は、その代表者が申請すること。
- ・申請者が海外を拠点とする外国事業者のうち、日本語対応不可で日本国内の金融機関に口座を所有しない者であるときは、原則、日本国内に所在する支店又は代理店（委任可）等を申請者とする。
- ・一事業で、助成事業の重複申請はできない。